

京都市上下水道局告示第17号

平成16年4月1日京都市上下水道局告示第2号（京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成19年9月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

第2項中第34号を次のように改める。

- (34) 株式会社ゆうちょ銀行（納入場所は、近畿2府4県内に所在する、同行の支店及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局に限る。）

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

（上下水道局総務部経理課）